

農業委員会だより

第13号 平成30年11月 編集発行 安中市農業委員会 382-1111 (内線1452)



そばの収穫をしている様子

会長あいさつ



安中市農業委員会

会長 中島 武司

木枯吹く寒さが身にしみる季節となりました。

今年は夏の猛暑や全国各地での風水害や鳥獣被害等により農作物に多大な影響をおよぼし、野菜の高騰など社会に影響があったと思いますが、先人たちの教えを受け継ぐ皆様の営農努力により、米の作柄は平年並になったと思います。

さて、改正農業委員会法が施行され、選挙から市長の任命に変わり、農業委員に加え農地利用最適化推進委員が新設され2年半がすぎ、平成31年3月末で任期となります。従前の農地法許可関連事務等に加え、農地等の利用最適化事務（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化、新規参入の促進）を重要事案として推進していくこととなり、その中でも遊休農地の解消が最重要項目として強化していくこととなっております。一度、荒れた農地を元に戻すことは、とても困難なことです。農地は国民の財産であり、農地として利用し未来に渡して行くことこそ、地域農業を守ることにあります。そのため、私たち農業委員会は、農業農村の代表として法令遵守と高い倫理観を持ち、新設された農地中間管理事業や従来からの委員会業務を農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となって地域農業の振興に努めてまいりる所存ですので、今後とも皆様のご理解ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

農業者の声を市政・議会へ

「市長に意見書と議長に要望書を提出」

農業委員会は、11月20日「平成31年度安中市農政施策に関する意見書」を茂木英子市長に、同様な旨趣の要望書を齊藤盛久市議会議長に提出いたしました。この意見書・要望書は、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の意見等を取りまとめて作成いたしました。

また意見書・要望書は来年度の予算編成を行うこの時期に農家の意向を本市の農業振興に反映させるために提出しているものです。

1. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣の増加は、個々で行う対策だけでは防ぎきれない深刻な状況となっております。そのため有害鳥獣対策協議会等で現在実施している補助事業や捕獲隊の体制整備、被害防止計画に伴う近隣市町村との連携状況など、周知・推進の徹底をしていただきたい。

また小根山森林公園など広域的に対策が必要な地域について、具体的な対策及び計画を周知していただきたい。

2. 新規就農者支援について

学生などを対象とした若い人たちに農業への関心を持って貰えるよう、先進農家への視察研修や就農希望者へのマッチング強化をしていただきたい。

また地域の担い手を確保するため、新規参入しやすい環境整備及び自立支援制度の確立・モデルケースの紹介をしていただきたい。

3. 認定農業者支援について

本市の優良農地を確保し、中心経営体である農家を保守するため、認定農業者制度を周知し、認定農業者数を増加させることが必要であると思われます。そのため新たな認定農業者の支援・育成のため補助事業の充実及び認定農業者連絡協議会の強化をしていただきたい。

4. 女性農業委員登用について

女性が地域農業に関する方針等へ声を反映させるため、農業委員へ積極的に登用することを法律などで推進しています。そのため農業振興に熱意を持って取り組み、行動力のある女性を複数名の登用に向け積極的に対応をしていただきたい。

5. 基盤整備事業推進について

中山間地や不整形で分散化した農地が多く、担い手への農地集積が進まない。そのため農地中間管理事業の周知徹底及び事業推進をしていただきたい。また長期にわたり停滞している野殿地区公害防除特別土地改良については地元意向も強くなっているため、より一層の早期着工・完成に努めていただきたい。

6. 農業振興施策について

様々な要因で耕作放棄地が増加しているため、発生防止・解消に向けた対策及び農作物等の推進を総合的に考えた農業振興が必要であると思われます。そのため耕作放棄地解消及び農作物等の補助事業の周知徹底や更なる補助事業の強化をしていただきたい。

『適正管理で農地を守りましょう』

農地法では、農地の所有者や権利者は、農地の適正な管理を行うことが定められています。管理せず放置すると、雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。たとえ作付けを行わない農地であっても、草刈りなどの適切な農地管理を行い耕作放棄地にならないようにきちんと管理しましょう。適正に管理されていない農地の所有者には、農地が有効利用されるよう意見調査等を行います。

『家族経営協定を結びませんか?』

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、将来の目標などについて家族で十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるものです。「家族だからわざわざ文書にしなくても分かり合っている」と思われるかもしれませんが、家族全員が働きやすい環境づくりを決めることが重要です。

『全国農業新聞を読みなせんか?』

農業経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

◇発行日：月4回金曜日

◇発行元：全国農業会議所

◇購読料：一ヶ月700円

※申込は農業委員会事務局まで

平成30年度農作業標準賃金表

農繁期に農作業や機械請負をお願いする場合の標準額を定めましてお知らせします。

種 別	単位	賃金(円)	摘 要
田植え	耕 起	10a	7,500
	代 か き	10a	6,500
	畦 塗 り	1m	50
	機 械 植	10a	7,500
	育苗代(芽出し)	1箱	450
	育苗代(緑化苗)	1箱	700
水稻	バインダー	10a	8,000
	自脱コンバイン	10a	18,000
	自走式脱穀機	10a	8,500
	もみすり代	60kg	800
	乾 燥 代	60kg	800
麦	耕 起	10a	7,500
	麦まき作業	10a	7,000
耕うん	プ ラ ウ	10a	8,000
	ロータリー	10a	7,500
	サブソイラー	10a	8,000
	抜 根	10a	30,000
	オペレーター	1時間	1,500
遊休農地管理		10a	25,700
入 手 間		1日	7,500

※10aに満たない場合は、作業効率が低下するため10%加算して下さい。

※この賃金は目安です。圃場の条件や作業効率などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

区分	基盤整備状況	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田 (水稻)	整備済	7,900	13,200	3,700
	未整備	6,700	10,300	2,300
畑 (普通畑)	整備済	15,300	20,000	6,300
	未整備	7,700	11,700	2,600
畑 (こんにゃく)	整備済	20,400	26,200	8,300
	未整備	8,400	10,100	7,100

※この情報は、賃借等の動向を示すために作成したものですので目安としてご利用ください。

実際に農地賃借をする場合は、対象農地の状況等を考慮し、お互いの協議のうえ設定してください。

平成29年に締結(公告)された賃借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

農地賃借料情報

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集

平成31年3月31日で任期満了になることから、次期農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

受付期間 平成30年12月10日(月)～平成31年1月11日(金)

(閉庁日を除く執務時間)

募集人数 農業委員17人

農地利用最適化推進委員17人 (担当地区別に定数を設けています)

委員任期 平成31年4月1日～平成34年3月31日(3年間)

応募方法 「推薦」または「自らの応募」 (応募用紙の配布は、平成30年12月3日より)

※詳細は、下記窓口及びホームページでご確認ください。

主な業務内容

農 業 委 員

●農地法や他法令に基づき、農地の権利に係る許可等に関して、農業委員会総会で審議及び判断などを行います。

農地最適化推進委員

●担当地域における人や農地の結び付け及び耕作放棄地の発生防止・解消などの地域農業の推進業務を行います。

※また、農業委員と農地利用最適化推進委員は農業推進のため、連携して業務を行います。

問合せ・申込先

農林課農政係 (松井田庁舎1階)
安中市松井田町新堀245
TEL: 027-382-1111 (内線2611)

農業委員会事務局 (本庁1階)
安中市安中1-23-13
TEL: 027-382-1111 (内線1452)

「農業者年金に加入し、 老後に備えましょう」

◇農業者年金の加入要件

次の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

一. 年齢要件………60歳未満

二. 国民年金要件……国民年金第1号被保険者

三. 農業上の要件……年間60日以上農業に従事

※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます。

◇農業者年金は積立方式

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型です。脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することができます。

◇保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択でき、経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

◇税制上の優遇措置

- 一. 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 二. 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 三. 運用益も非課税

◇終身年金

原則65歳から「農業者老齢年金」を受給できます。仮に終身年金加入者や受給者が80歳前に亡くなされた場合でも、その時から80歳までに受けとれるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

※詳しくは碓氷安中農業協同組合東部支所及び西部支所または農業委員会事務局まで